保護者の皆様へ

高等学校等就学支援金の申請について

国の就学支援金支給に係る7月時(令和3年7月から令和4年6月までの期間)の申請書を配付いたします。

提出忘れ等で提出期日が過ぎた場合、法律により遡っての支給は出来ませんので、以下の説明を充分にお読みいただき、必要書類等を準備のうえご提出ください。

◆支給要件

- ・生徒が日本国内に住所を有すること。
- ・高等学校へ在籍していること。 (月単位の認定となる為、毎月1日に在籍していること)
- ・「保護者等の課税標準額×6%-市町村民税調整控除額」の父母の合算が 304, 200 円 <u>未満</u>の世帯であること。

◆提出期日

・右記の提出書類を配付時の封筒に同封し、担任までご提出ください。

提出期日 7月14日(水) 【全員提出・期日厳守】

◆支給額 表

課税標準額×6%- 市町村民税調整控除額	およその年収(*1)	月額支給額	年間支給額 (12 ヶ月分)
非課税·生活保護 0円~154,500円未満	約 590 万円以下	33,000 円	396,000円
154, 500 円~ 304, 200 円未満	約 910 万円以下	9,900円	118, 800 円
304, 200 円以上	約 910 万円超~	支給なし	支給なし

(*1 保護者のうちどちらかが働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯を基準としています)

◆7月以降の流れについて(予定)

10 月中旬	2 学期 授業料口座振替 (2 学期分 就学支援金・補助金を相殺支給)
12 月中旬	1,2 学期で相殺しきれなかった就学支援金・補助金を指定口座へ還付
1月下旬	3 学期 授業料口座振替 (3 学期分 就学支援金・補助金を相殺支給)

◆提出書類

・次の必要書類を提出してください。 【7月から対象となる世帯】

⇒ イ・ロ・(ハ)を提出

【7月から対象外となる世帯】 ⇒**イ**を提出

※但し、過去に一度でも就学支援金を受給した世帯は イ・ロ・(ハ)を提出する必要があります。

	提出書類	発行	備考
1	高等学校等就学支援金 (様式第1号(その②))		
П	令和3年度『課税証明書』 又は『非課税証明書』 『生活保護受給証明書』	課税証明書・非課税証明書は市区町村の 税務担当課で発行 1月1日現在の受給が確認できるもの	コピー 不可 (原本)
ハ	高等学校就学支援金等に係る 『課税証明書(補足)』	市区町村の税務担当課で発行 課税証明書に「市町村民税調整控除額」 の記載がない場合に必要	コピー 不可 (原本)

例年、特に間違いが多い箇所です

◆提出書類『ハ 課税証明書(補足)』について

- ・『ロ 課税証明書』に「市町村民税調整控除額」が記載されていない場合に 必要です。市役所にて記入、押印してもらい、学校に提出してください。
- ・市役所にて課税証明書の発行を依頼する際、「高等学校等就学支援金制度等の申請に係る課税証明書について(私立用(R3年7月以降申請用))」と一緒に窓口に提出してください。
- ・『ハ 課税証明書(補足)』は課税証明書1通につき、1枚必要です。2枚必要な場合はコピーしてください。
- ・大阪市、堺市は「市町村民税調整控除額」が記載されているため、不要です。

【お問合わせ先】 四天王寺東高等学校 事務局 総務課 庶務係 電話:072-937-2855

◆注意事項

【全般について】

- ①所得の増減により4月~6月分と、7月から翌年6月分の支援金額が異なることがあります。
- ②就学支援金は、国から大阪府を経由して、学校へ振り込まれます。学校は、生徒に代わって「代理 受給」し、授業料納付額から就学支援金分を減額します。よって授業料納入後、学期の途中で転退 学した場合は、転退学した月の翌月以降の就学支援金を返金していただきます。
- ③今回の申請が、次年度6月分までの認定となり、次年度4月の申請はありません。 但し、受給途中で保護者変更等(離婚・死別等)が生じた場合や、修正申告により所得割額が変更と なった場合は、支援金額が変更になることがありますので、早急に事務局までご連絡、ご相談くだ さい。
- ④就学支援金とは別に、大阪府・兵庫県において授業料を軽減する補助金等がありますが、受給対象 にも係わらず就学支援金を申請しなかった場合、補助金は辞退したものと見なされ、受給出来なく なりますのでご注意ください。
- ⑤訂正箇所は二重線で消し、書き直してください。修正ペンは不可、訂正印は不要です。
- ⑥個人情報の取扱いは、『入学後の手引き』の【生徒等に関する個人情報について】に記載の通りです。

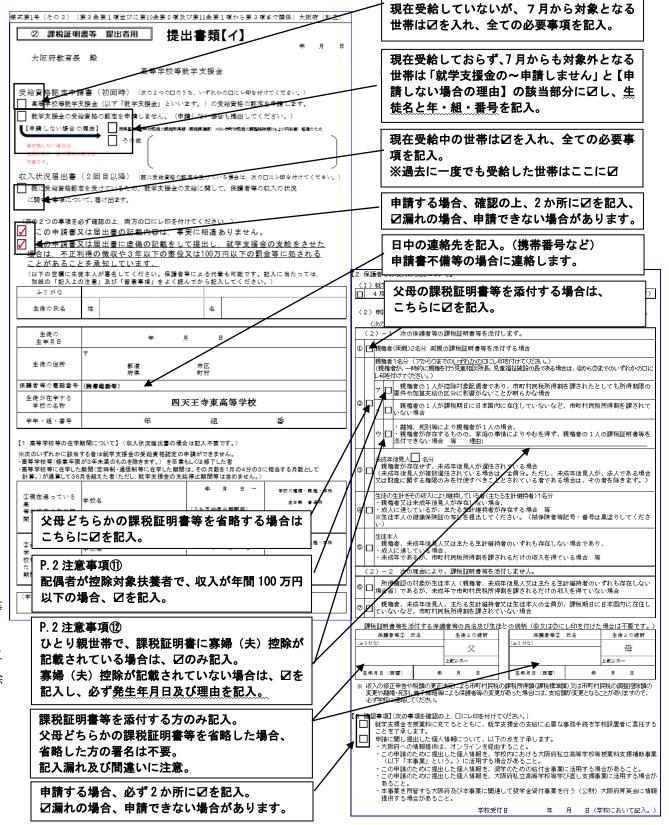
【課税証明書・課税証明書(補足)について】

- ⑦**必ず父母お二人の課税証明書等を添付**してください。
 - 但し、配偶者が控除対象者で収入が年間100万円以下の場合や一人親世帯の場合等を除きます。
- ⑧「課税標準額×6%−市町村民税調整控除額」の父母合算額が判定基準となります。
- ⑨課税証明書等が手元にない場合は、市区町村の税務担当課で発行してもらってください。
 - <u>発行の際は、扶養親族数等を省略されないよう「全部事項証明書」と伝えてください</u>。
- ⑩課税証明書に「市町村民税調整控除額」が記載されていない場合は、課税証明書(補足)を 市役所にて記入してもらってください。(課税証明書1通につき1枚必要)

【申請書(様式第1号(その2))の記入について】

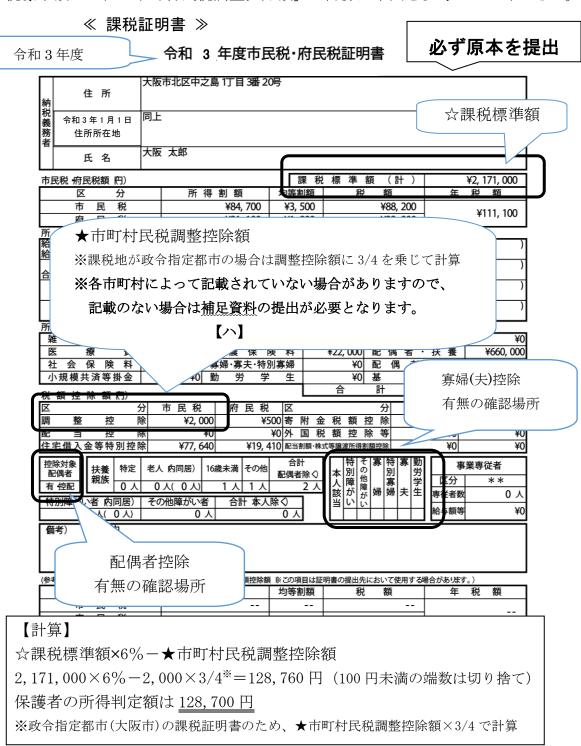
- ①配偶者が控除対象扶養者で、収入が年間 100 万円以下の場合は、申請書 右ページ【2. 保護者等の収入状況について】(2)②の理由欄"ア"にチェックを入れてください。
- ②ひとり親世帯で寡婦(夫)控除されている場合は、申請書 右ページ【2.保護者等の収入の状況について】(2)②の理由欄"ウ"にチェックを入れてください。なお、課税証明書に寡婦(夫)控除が記載されていない場合は、事象の発生年月日及び理由を記入してください。
 - ※寡婦(夫)…夫(妻)と死別または、離別し再婚していない女(男)性
- (3)P.2 の記入例を参考にチェックや署名等の記入漏れに充分ご注意ください。

◆提出書類『イ 受給資格認定申請書』(様式第1号(その2))記入例



◆提出書類『□ 課税証明書』について

「課税標準額×6%-市町村民税調整控除額」の計算は下図を参考にしてください。



◆提出書類『ハ 課税証明書(補足)』について

『ロ 課税証明書』に「市町村民税調整控除額」が記載されていない場合、 市役所にて記入、押印してもらい、提出してください。

※課税証明書1通につき、1枚必要です。(2枚必要な場合はコピーしてください)

市役所窓口にて課税証明書の発行を依頼する際、この用紙を提出してください。

記入不要の場合はそのまま返却されます。

高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会のあった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項(マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式B-002(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」における定義によるものとします。)については、下記のとおりです。

年度(年分)	の所得等

・課税所得額 (課税標準額) 【特定個人情報項目コード TK00000200000810】

円

- ※ 市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職金額及び課税山林所得金額等の合計額を記載して 下さい。
- ※ 課税総所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額(課税標準額)が分かる場合には記載の必要はありません。

(税額控除 内訳)

調整控除の額【特定個人情報項目コード TK00000200001020(市町村民税 調整控除額)】

円

※ 市町村民税相当分

日付	令和年月日
市区町村名	
担当部局課名	
公印	